

長期建設技術実務研修協定書（案）

公益社団法人高知県建設技術公社理事長 ○○○○（以下「甲」という。）と○○（市町村長）○○（以下「乙」という。）とは、公益社団法人高知県建設技術公社市町村長期建設技術実務研修要綱に基づき、職員の派遣研修に関し、次のとおり協定を締結する。

（研修派遣）

第1条 乙は、次の職員（以下「研修生」という。）を甲に派遣する。
〔職氏名
〕

（研修の内容）

第2条 甲は、研修生を 課に配置し、その実務を通じて研修を行う。

（研修の期間）

第3条 研修の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
2 前項の期間は、必要があるときは、甲、乙協議のうえこれを延長又は短縮することができるものとする。

（身分取扱）

第4条 研修期間の研修生は、乙の身分を継続して有したまま、研修場所である公益社団法人高知県建設技術公社（以下、「公社」という。）へ通勤するものとする。

（研修生の勤務等）

第5条 研修生の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、甲の関係規定に従うものとする。
2 研修生の出勤等の把握は、乙の職員の例によるものとする。なお、乙は、出勤等の把握の方法などを甲に教示しなければならない。
3 時間外勤務、休日勤務等の命令は、乙の職員として必要な連絡を研修生が乙へ行うものとする。
4 休暇等の連絡は、乙の職員として必要な連絡と公社への連絡を研修生が甲と乙へ行うものとする。
5 研修生は、派遣研修期間中、知り得た秘密については、研修期間中はもとより、研修終了後においても守秘義務を負うものとする。

（費用負担）

第6条 研修期間中における研修生の人件費等は、公社で負担する。
2 第1項の公社が負担する人件費等は、別表のとおりとする。
3 その他の費用の取扱いについては、理事長と派遣市町村長等が協議して定めるものとする。

（分限及び懲戒）

第7条 研修生の分限及び懲戒については、乙が行うものとする。

（公務災害補償）

第8条 研修生の研修に伴う公務上の災害補償については、乙の関係規定に従い、その手続きは乙が行うものとする。

（共済組合）

第9条 研修生は、乙の共済組合員とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協議を証するため、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 公益社団法人 高知県建設技術公社理事長 ○○○○

乙 ○○（市町村長）○○

長期研修生人件費等の公社負担について

1 長期建設技術実務研修協定書第6条（費用負担）に定める請求に含める人件費等は、以下のとおりとする。

【人件費】

基本給	全額可
期末勤勉手当	全額可 (研修期間が12月未満の場合は、年間総額を月割で算出)
扶養手当	全額可
通勤手当	全額可 (希望者には公社周辺の住居の準備)
時間外勤務手当	全額可 (時間外勤務命令は、市町村で対応)
休日勤務手当	全額可 (休日勤務命令は、市町村で対応)
危険箇所業務手当	全額可 (危険箇所業務命令は、市町村で対応)

※各手当については、公益社団法人高知県建設技術公社職員給与規程に定める表示であり、類似する手当及びこの表に記載のない手当の取扱いについては、別途協議により決定する。

【共済金等】

地方職員共済組合負担金及び児童手当拠出金	全額可
----------------------	-----

【旅費】

研修期間中の研修に関わる旅費	公社職員に準じて公社で支給
----------------	---------------

【住居】

- ・研修生が住居を希望する場合は、公社が契約し費用負担する。
 - ・その際の駐車場は、1台分とする。
 - ・光熱費等の諸経費は、研修生の個人負担とする。
- 2 基本として、すべての人件費は市町村が本人に支給する。
(したがって、時間外勤務命令、休日勤務命令及び危険箇所業務命令については、市町村で連絡先を決めて対応する。)
- 3 公社は、市町村が支給した人件費等を市町村の請求に基づいて市町村へ支払う。